

令和6年度 いわて県産サーモンPRキャンペーン等
企画運営業務委託

業務仕様書

令和 6 年 2 月

岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度 いわて県産サーモンPRキャンペーン等運營業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 目的

近年、養殖生産の取組が進められている「いわて県産サーモン」（以下「県産サーモン」という。）について、品質の良さを広く県民に知って頂き、県産サーモンの販路開拓を図るため、県内量販店及び飲食店と連携したキャンペーン（飲食店フェアを含む。以下同じ。）を開催するもの。

(2) 業務概要

ア 業務名	令和6年度 いわて県産サーモンPRキャンペーン等企画運營業務委託
イ 委託期間	委託契約締結日から令和6年10月31日（木）まで （契約日は令和6年4月1日以降となります）
ウ 予算額	3,708,045円以内（税込）
エ 内容	・ 県産サーモンPRに係る企画・プロモーション ・ 量販店でのクローズドキャンペーンの実施 ・ 飲食店でのフェアの実施 ・ ハッシュタグキャンペーンの実施 ・ 上記PRに係る資材の作成

(3) 業務内容

ア 企画・プロモーション

(ア) 全体企画

県と協議しながら、キャンペーン及びそのコンセプトの企画を行うこと。

(イ) メディアプロモーション

SNS等を活用し、一般消費者に広く情報を発信すること。

イ キャンペーン等の開催

(ア) 量販店でのキャンペーンの実施

- ・ 県と協議のうえ、内陸部を中心とした県内量販店（45店舗程度）において、キャンペーン参加店を選定すること。
- ・ 選定した参加店において、令和6年6月10日から7月10日の間の3週間程度、県産サーモンを提供するクローズドキャンペーンを実施すること。

(イ) 飲食店でのフェアの実施

- ・ 県と協議のうえ、内陸部を中心とした県内飲食店（20店舗程度）において、フェア参加店を選定すること。
- ・ 選定した参加店において、令和6年6月10日から7月10日の間の2週間程度、県産サーモンを提供するフェアを実施すること。

(ウ) ハッシュタグキャンペーン

- ・上記キャンペーン等と並行して SNS を活用したハッシュタグキャンペーンを展開すること。なお、キャンペーン参加者のいわて県産サーモンの消費を促進する仕組みとすること。また、その具体案について、企画提案書に記載すること。
- ・キャンペーンを実施する SNS を選定し、アカウントを作成の上、広く情報発信すること。

ウ PR 資材の作成

対象店舗等で使用する PR 資材を作成すること。

※店舗用のほか、ポスター 4 部、リーフレット 30 部を県納品分として作成すること。

PR 資材：B3・A3 ポスター、リーフレット（県産サーモンの産地（久慈、宮古、山田、大槌、釜石、大船渡、陸前高田）を紹介する写真を使用すること）、ミニのぼり、ステッカー 等

(4) 業務報告

本業務に係る業務報告書を作成し、提出すること。なお、業務報告書の納品については、書面及び電子データ (Microsoft Word 又は PowerPoint 形式) で提出すること。

(5) スケジュール（予定）

令和 6 年 3 月 8 日（金）	企画提案書等提出
令和 6 年 3 月 15 日（金）	企画提案選考委員会（予定）
令和 6 年 4 月中旬	委託契約締結（予定） 事業実施
令和 6 年 10 月 31 日（木）	委託期間終了

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者が本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

ア 本業務の実施により作成された成果物、資料及びその作成に用いた写真等の素材又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

イ 本業務により製作された商品の販売等の権利については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

(6) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。